

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る 施策の推進に関する法律施行令等(案)について

内閣官房地域未来戦略本部事務局
副首都整備等推進室

1. 首都中枢機能代替地域の要件

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律(以下「副首都整備等推進法」という。)第2条第3項における「東京圏との同時被災の可能性が低いもの」の政令で定める要件について、首都直下地震緊急対策区域と富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しない地域とする。

2. 副首都指定の要件

(1)国の行政機構の立地状況

副首都整備等推進法第18条第1項第1号における「行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況」の政令で定める要件について、地方支分部局が14以上設置されている市町村とする。

(2)人口及び経済の集積状況

副首都整備等推進法第18条第1項第2号における「多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況」の政令で定める要件について、人口の集積は、国内総人口に対する指定都市人口の割合が1.2%以上の指定都市、経済の集積は、国内総生産に対する道府県内総生産の割合が2.1%以上の道府県とする。

(3)必要な地方行政体制

副首都整備等推進法第18条第1項第3号における「副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制」の政令で定める要件について、下記のいずれかを満たしていることとする。

①大都市法に基づく特別区の設置

②地方自治法に基づく連携協約の締結及び推進体制の構築

以下の事項について、政府令で規定。

<連携協約の締結等>

- 道府県と指定都市が、首都中枢機能の代替機能の確保・経済成長の実現のための基本的な計画を共同して作成するほか、産業振興、都市計画、防災等に係る施策について、連携する事務(※)、役割分担、連携方法(協議又は事務の共同処理(機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合等))を具体的に定めた連携協約を締結すること。

※連携する事務

- i) 産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの
- ii) 都道府県官民データ活用推進計画及び市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの
- iii) 教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの
- iv) 指定都市の区域を含む都市計画区域に係る道府県が定めるべき都市計画及び指定都市が定める都市計画の一部の決定及び変更
- v) 次に掲げる公共施設の整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更
 - ・道府県と指定都市が分担管理する一般国道・都道府県道や一級河川・二級河川
 - ・道府県や指定都市が管理する国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾や大規模な都市公園
- vi) 次に掲げる公益的施設の整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更
 - ・スポーツ施設、会議場施設、その他の経済活動の拠点の形成に必要な公益的施設
- vii) 国土強靱化地域計画その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの
- viii) i から vii までに掲げるもののほか、行政の一体性及び統一性の確保の観点から連携して処理することが特に必要である事務

<推進体制の構築>

- 副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織を共同設置すること。
- 毎会計年度少なくとも2回以上、指定都市都道府県調整会議を開催し、施策の基本的な方向性その他副首都の整備の推進に関し必要な事項について協議するとともに、連携する事務の実施状況について報告すること。
- 上記協議結果等について、それぞれの議会において報告するとともに、公表すること。
- 道府県内に複数の指定都市がある場合、2. (1) から (3) までの要件のいずれにも該当する指定都市以外の指定都市とも同様の連携協約を締結できることとする。

3. 今後のスケジュール

令和8年10月末

政府令の公布